

「越谷市自治基本条例（素案）」に対する市民・行政からの
意見に係る第3部会（2/21）での検討結果について

【行政からの意見に対する条文の修正等の考え方について】

○ 第17条（公益通報）について

公益通報については、関係法令や「越谷市職員の公益通報に関する要綱」で規定されているが、公正な行政運営を執行するためにも、あえて本条例に盛り込んだ経緯がある。（市職員が公益通報しやすい制度）

意見を踏まえ、見出しの（公益通報）でない適当な表現の工夫及び主語・述語が明確になるよう運営調整委員会での検討に委ねたい。

○ 第18条（行政運営の原則）について

第5項 法令等の自主解釈については、法令等の範囲内としているが、地方分権改革の進展により、自治体の自主性・自立性が高まっている中で、運用解釈の拡大は必然であることを踏まえ、原案のとおりとする。

なお、市の課題や市民の要望は、市政の課題等の表現に修正する。（全ての要望に対応することは不可能であるため）

○ 第19条（財政運営）について

意見のとおり修正する。ただし、自主財源の確保について明確に表現したほうが良いとの意見があるが、市民は新税などを含めた市税を取り立てるというイメージをもたれるので、明確な表現はしない。

○ 第21条（危機管理）について

第1項の安全性の確保に努めなければなりません。を安全確保に努めます。又は、を図ります。）に修正する。（全体的な条文の表現との整合性を図るため）

なお、危機管理の概念については、地震や台風などの災害に限らず、食品被害、細菌テロ、暴動など広範にわたるものを想定している旨を、解説で補足する。

○ 第28条（推進会議の設置等）について

本条例の普及・啓発及び施行後の進行管理に特化した条文の構成として修正する。従って、現行の付属機関として位置づけている行政審議会等に新たに追加されるものと考えている。

なお、推進会議は常設型として設置する旨、解説に付記する。